

のぶなが総踊り「ゆくぞ桶狭間」管理基準

1. 管理について

管理担当課 産業支援課

管理業務

- ① 広報及び PR
- ② 楽曲及び歌詞に関するデータ等の管理
- ③ 使用に関する事務と情報管理
- ④ 使用に関する相談・アドバイス
- ⑤ 使用期間や使用に伴う問題及び使用制限等の検討・決定
- ⑥ その他

2. 使用手続き

- ① 使用者の範囲は限定しない。
- ② 使用届出書を管理担当課に提出し承認を得る。

のぶなが総踊り「ゆくぞ桶狭間」使用基準

1. 使用制限

豊明市の地域活性化や協働推進を図る目的で、できるだけ多くの人に広い範囲で使用してもらうことを基本とするが、下記に該当する場合は、使用制限や申請の不受理、使用の禁止や承認の取消し等を行う。

- ① のぶなが総踊り「ゆくぞ桶狭間」や豊明市のイメージを損なう恐れがある場合
- ② 選挙活動や布教活動に関連した使用の恐れがある場合
- ③ 事業所等が自らの社歌等として使用する恐れがある場合
- ④ その他、不当な使用がおこなわれる恐れがある場合
- ⑤ 虚偽の申請や不正な方法で承認を受けた場合

2. 使用料

原則として無料とする。